「第19期定時株主総会招集ご通知」に関する インターネット開示事項

（法令及び定款に基づくみなし提供事項）

第19期（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

1. 主要な事業所	2頁
2. 主要な借入先	2頁
3. 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項	3頁～ 5頁
（ご参考）コーポレートガバナンス体制の概要	6頁
4. 株主資本等変動計算書	7頁
5. 個別注記表	8頁～16頁

株式会社スターフライヤー

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに記載することにより、株主の皆様に提供しております。
https://www.starflyer.jp/starflyer/ir/meeting-of-shareholders.html

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

主要な事業所（2021年３月31日現在）

本社・北九州空港支店	福岡県北九州市小倉南区空港北町６番
羽田空港支店	東京都大田区羽田空港三丁目３番２号
関西空港支店	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
福岡空港支店	福岡県福岡市博多区下臼井778番１
中部空港所	愛知県常滑市セントレア一丁目１番地
山口宇部空港所	山口県宇部市沖宇部625番地
那覇空港所	沖縄県那覇市字鏡水150番地

主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社北九州銀行	2,465
株式会社三井住友銀行	1,969
株式会社日本政策投資銀行	656
株式会社西日本シティ銀行	586
株式会社りそな銀行	531
株式会社大分銀行	425
株式会社もみじ銀行	311
株式会社佐賀銀行	192
株式会社みずほ銀行	162
株式会社あおぞら銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100
株式会社十八親和銀行	84
株式会社鹿児島銀行	83

業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項

1 決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、2015年５月1日開催の取締役会において内容を一部改定いたしております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
・コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
・経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設け、その運用は、当社監査部が所管する。
・当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業活動の持続的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危険を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
・当社グループは、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
・取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議（原則として毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

・取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」および「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
・当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
・当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行う。
・当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
・子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。
・監査役および監査部は、当社グループを対象に監査役監査およびグループ内部監査を実施する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取組む。
・取締役会および監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用人を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役および執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとする。
・当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行う。
・監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、3名以上の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役とする。
・監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。

・監査役は、必要に応じ、経営者および各部門長等との情報・意見の交換を行う。
・当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
・監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会の職務の執行に必要がないと認められる事案を除きその費用を負担する。
・会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、主に以下の取り組みを行いました。
・当社グループは、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を３回開催致しました。また、コンプライアンスマネジメント強化策の検討を行いました。
・当社は「安全管理規程」に従い、フライトセーフティレビュー委員会（臨時を含む）を５回開催しました。この委員会にて「安全管理システム」が正しく、有効的に機能し、運航の安全を確保するための事業運営方針である「安全憲章」および「安全運航のための行動指針」が業務全般にわたり、具体的な安全施策に結びついていることの確認を行いました。
・当社は取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を十分な審議を経て決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
・当社の監査役は、月１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、相互情報交換を行い、また経営会議や取締役会等の重要会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。

（ご参考）コーポレートガバナンス体制の概要

1 取締役会・取締役

取締役会は、取締役11名（うち社外取締役６名）から構成され、株主からの負託を受け効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っております。当社取締役会は、その責任を果たすため取締役および経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、報酬の決定および当社をとりまく重大なリスクの評価および対応策の策定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

なお、取締役の任期は、経営環境の変化に機動的に対応するとともに、経営責任の明確化を図るため、１年間としています。

2 監査役会・監査役

当社は、監査役（３名、うち社外監査役２名）および監査役会を設置しております。監査役会は、年間計画に従って開催し、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。また、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会および重要な会議への出席、業務監査の実施を通じて、取締役の職務の適正性を監査しています。

3 経営会議

重要な事項のうち取締役会の決議を要しないものについては、常勤取締役および執行役員により構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定できるよう権限委譲を行うとともに、取締役会はその業務執行の状況を監督します。常勤取締役、担当部門長等の業務分担・権限については、「業務分掌」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」において明確に定めております。

なお、監査役の職務遂行のため、常勤監査役は経営会議へ出席しています。

4 報酬委員会

当社は、社外取締役を委員長として、過半数を社外役員により構成する報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けております。当社常勤取締役の報酬は固定部分と業績連動部分から構成されており、業績連動部分は前年度の売上高営業利益率および営業利益の目標達成率を基に取締役報酬規程に設定されたマトリクスに従い算定され、報酬委員会委員長により取締役会へ答申されます。取締役会は、報酬委員会からの答申を得たうえで役員報酬体系に基づき業績に応じた役員報酬を決定しています。

5 会計監査人

当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識しており、会計監査人の高品質な監査を可能とするため十分な監査時間を確保するとともに、当社経営陣との直接の面談や、経理部門および内部監査部門との連携を確保しております。

なお、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しております。

計算書類

株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	1,250	750	263	1,013	5,736	△1	7,998
当期変動額							
新株の発行	4,000	4,000		4,000			8,000
減資	△4,000	△4,000	8,000	4,000			－
剰余金の配当					－		－
当期純損失（△）					△10,067		△10,067
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	8,000	8,000	△10,067	△0	△2,067
当期末残高	1,250	750	8,263	9,013	△4,331	△1	5,931

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,244	△1,244	－	6,754
当期変動額				
新株の発行				8,000
減資				－
剰余金の配当				－
当期純損失（△）				△10,067
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,571	1,571	22	1,594
当期変動額合計	1,571	1,571	22	△473
当期末残高	327	327	22	6,281

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式およびその他有価証券（時価のないもの）
移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品
先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 貯蔵品
・航空機部品　　総平均法による原価法
・その他の貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
建物（建物附属設備を除く。）および航空機材は定額法、それ以外については定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
航空機材	8年～23年
機械及び装置	8年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算した額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

スターリンク会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

③ 定期整備引当金

航空機材の主要な定期整備費用の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

営業収入のうち旅客収入の計上は、搭乗基準によっております。

8 ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…デリバティブ取引（商品スワップ、為替予約、通貨オプション、クーポンスワップ）

ヘッジ対象…商品（航空機燃料）、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

商品（航空機燃料）および為替の市場相場変動に対するリスク回避を目的として利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

9 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積り

定期整備引当金

当事業年度の貸借対照表において、定期整備引当金9,151百万円を計上しております。

航空機材の主要な定期整備の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を定期整備引当金として計上しております。

当社は、当事業年度末までの定整備費用実績額を基礎として、個々の航空機材の整備計画から調達方法（購入またはリース）、リース会社との契約や当該機材の使用状況なども織り込み、将来の整備費用を見積り、定期整備引当金を計上しております。

整備計画は長期にわたることに加え、個々の航空機材の使用状況等により定期整備実施時に必要となる整備費用が変動する場合があり、定期整備引当金の残高に対して過不足が生じる可能性があります。

3. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の急激な減退に伴い、国際線は2020年３月11日より全便運休する一方で、国内線についても同年３月11日より順次、一部路線を減便または運休しております。このため、目下の緊急課題として、新型コロナウイルス感染症に伴う業績悪化を最低限に抑え込み収束次第速やかに業績を回復させるための全社横断的プロジェクトを立ち上げ、対策に取り組んでおります。

このような状況において当社は、徹底した費用削減を進めているものの、同感染症による売上悪化により一定程度の損失が発生するとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定を行い、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

しかしながら、同感染症の拡大による航空需要減退の影響は大きく、翌事業年度における当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額　9,721百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

短期金銭債権	8百万円
短期金銭債務	15百万円
長期金銭債権	77百万円

3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

また、資金調達の機動性および安定性の確保を図るため、取引金融機関9社とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座借越極度額	1,000百万円
貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
差引額	1,000百万円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

① 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、3,600百万円以上に維持すること。

② 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

③ 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、13,000百万円以上としないこと。

4 シンジケートローン契約

当社は、航空機材の購入資金の一部に充当するため、航空機材を担保として、取引銀行２行とシンジケートローン契約を締結しております。

上記のシンジケートローン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括支払することになっております。

① 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、3,600百万円以上に維持すること。

② 2022年３月期以降の各事業年度末日における単体の事業年度の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。

5 ファイナンス・リース契約

当社は、航空機材（JA08MC）調達のため、3社とファイナンス・リース契約を締結しております。

リース債務	742百万円

上記のファイナンス・リース契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、取引リース会社からの請求により、一括支払することになっております。

① 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、1,059百万円以上に維持すること。

② 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

6 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

航空機材	4,678百万円

また、営業未収入金および未収入金合計のうち600百万円は、取引銀行1行との当座貸越契約の担保として譲渡担保が設定されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	250百万円
長期借入金	1,062百万円

上記の借入金は、航空機購入資金の一部に充当するための借入であり、上記航空機材を担保に供しているほか、「各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、3,600百万円以上に維持すること。」及び「2022年３月期以降の各事業年度末日における単体の事業年度の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。」といった財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、借入先からの請求により一括返済することになっております。

6. 損益計算書に関する注記

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

事業費	1,435百万円
販売費及び一般管理費	147百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円

2 特別利益の内容

補助金収入

地元航空会社に対する航空ネットワーク継続支援事業に係る補助金（北九州市）	920百万円
雇用調整助成金	685百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,865,640	－	－	2,865,640
A種種類株式（株）	－	5,500	－	5,500
B種種類株式（株）	－	2,500	－	2,500

（注）A種種類株式の発行済株式総数の増加5,500株及びB種種類株式の発行済株式総数の増加2,500株は、第三者割当増資による増加であります。

2 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	316	42	－	358

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 第19期定時株主総会	A種種類株式	その他資本剰余金	17	3,150.70	2021年 3月31日	2021年 6月30日
同上	B種種類株式	同上	1	630.10	同上	同上

4 新株予約権等の状況

当会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式1,512,900株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、ヘッジ会計を適用したデリバティブ取引であります。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、特殊車両、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2 オペレーティング・リース契約

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	4,386百万円
1年超	20,174百万円
合計	24,561百万円

10. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、営業未収入金に係る顧客の信用リスクについては「販売管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

デリバティブ取引は、「市場リスク管理に関する規程」に沿って実需の範囲で行っており、投機的な取引は行っておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

単位：百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	16,064	16,064	－
(2) 営業未収入金	786	786	－
(3) 未収入金	1,507	1,507	－
(4) 差入保証金（注1）	1,102	1,046	△55
負債			
(1) 営業未払金	3,236	3,236	－
(2) 短期借入金	2,000	2,000	－
(3) 未払金	1,992	1,992	－
(4) 長期借入金（注2）	5,669	5,668	△0
(5) リース債務（注2）	3,229	3,313	84
デリバティブ取引（注3）			
ヘッジ会計が適用されているもの	473	473	－

（注）1. 1年内返還予定の差入保証金を含めております。
2. 1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

（金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項）

資産

・現金及び預金、営業未収入金、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

・差入保証金

返還期間が確定している保証金であります。返還される時期に基づき、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しております。

負債

・営業未払金、短期借入金、未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

・長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

・リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価額によっております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	全日本空輸株式会社	―	営業上の取引	コードシェアによる共同運航	10,818	営業未収入金 前受金(注3)	15 352
				航空機燃料の購入	2,993	営業未払金	340
				予約システム使用料	307	前払費用	18
				空港ハンドリング業務の委託	1,118	営業未払金	128
				整備業務の委託	406	営業未払金	54
				出向者の受入	172	未払金	28
				航空券精算	68	営業未収入金 未収入金(注4)	585 89

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針については、業界価格等に鑑み、その都度価格交渉のうえ決定しております。また、特に重要な取引に関する条件等については、取締役会において十分に審議したうえで、妥当性を備えた意思決定を行っております。
3. コードシェアによる座席販売については、取引金額確定前に概算精算を行っているため、精算差額として前受金が計上されております。
4. 全日本空輸株式会社に当社の旅客収入等の精算を委託しており、これに係る営業未収入金および未収入金であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△607円77銭
1株当たり当期純損失（△）	△3,513円61銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

この計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。